

vol.33

# よしひろ新聞

2018年1月号

**品川区議会議員  
民進党・無所属クラブ  
松永よしひろ**



## 防災ニュース

今年の1月5日の午前中、一斉に携帯電話のアラームが鳴ったことは記憶に新しいと思います。津波被害などはありませんでしたが、また、いつくるか分からない地震に対し、もう一度、確認をしたいと思います。また、避難場所と避難所がありますので、注意してください。



避難所とは災害により、自宅生活が困難になった際に、地域住民が避難生活をするための場所。(学校等)

### 避難場所 (一時避難場所)

一時避難場所とは広域避難場所と同様、身を守るために避難する場所。(公園や広場、競馬場など)

避難所に関しては、皆様が住まれている町会によって避難所(学校等)が異なっておりますので、事前に確認しておきましょう。

また、各地域や学校でも**防災訓練**が行われております。是非、参加をして地元を知っていただきたいと考えております。(自助)

## 松永よしひろ プロフィール

昭和56年11月27日生れ(36歳)(2期目)  
出身地: 福岡県福岡市  
学歴: 東福岡高等学校・福岡大学大学院理学研究科応用物理学専攻 卒業  
職歴: 株式会社ビックカメラ勤務  
衆議院議員 松原仁秘書  
趣味: 囲碁・魚釣り  
役職: 文教委員会、行財政改革特別委員会、青少年問題協議会委員、国際友好協会評議員

## しながわニュース

### コミュニティサイクル開始!

品川区は、昨年2017年10月18日(水)よりコミュニティサイクルサービス(ドコモ・バイクシェア)を開始いたしました。



品川区にコミュニティサイクルのサービスが開始されましたが、隣接区での乗り降りができない状況となっておりますので、**注意して下さい**。今後は、隣接区でも乗り降りができるよう取り組んでまいります。

### ※利用料金※

- 1 対象 プラン 基本料(税抜) 延長料金(税抜) 個人向け  
月額会員 2,000円/月  
1回の利用が30分を超過した場合 30分毎: 100円  
1回会員 150円/回、1日パス 1,500円/日
  - 法人向け※2  
法人月額会員 2,000円/月  
1回の利用が30分を超過した場合 30分毎: 100円  
法人定額会員 4,000円/月 なし
- また、利用する前に**会員登録が必要**です!!

## ご家庭に1冊

平成25年3月に区内全戸に配付しました「わが家の防災ハンドブック」を増刷するのに合わせ、東京都の新たな地域危険度の公表による更新や、津波避難施設、土砂災害への備えなどを追記されてます。この「わが家の防災ハンドブック」は、区民の皆様の一人心の災害に対する「自助」の備えや、地域でお互いに助け合う「共助」の取り組みに対する防災意識の向上を目的としています。



もし、自宅に届いていない場合や紛失してしまった場合は、品川区役所の防災課、または、近くの地域センターで配布しております。

## 松永よしひろ事務所

品川区南大井1-13-16-1101

TEL:080-4956-5145

FAX:03-3768-7550

E-Mail: yarutaisd041015@yahoo.co.jp

ご意見お待ちしております!



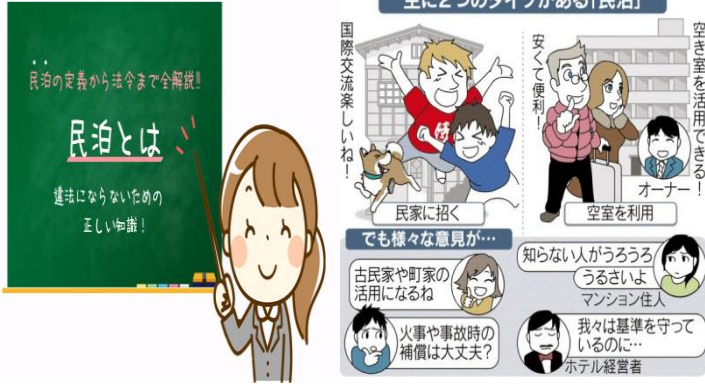
## 区政報告 Vol.32 2017年11月

発行者：松永吉洋

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 4階

TEL: 03-5742-6814

※区政への要望ご意見をお待ちしております。



### 民泊とは?

個人が住宅の空室などを用いて有料で宿泊を提供するサービスのことで、借り手のほとんどは外国人旅行者であり、貸し手(ホスト)たちは自分で宿泊料を決め、様々な部屋が提供されています。2008年に米国で始まった旅行者とホストを結びつけるウェブサービス「Airbnb(エアビーアンドビー)」が広めた宿泊形態で、同サイトには世界191カ国・地域の3万4000以上の都市のホストが登録しています。14年には日本法人も発足し、15年8月現在、全国で約1万3000の部屋が登録されるまでになり、また、清掃や通訳派遣などホスト向けサービスを代行する企業も次々と設立されているが、しかし旅館業法で必要な営業許可を得ていないホストが多く、大きな問題となり、日本政府が実態調査に乗り出しているところです。

※**旅館業法**：昭和23年に制定された法律で、ホテル・旅館・簡易宿所・下宿を営業する旅館業の業務の適正な運営の確保について定めた法律で、正当な理由なく宿泊を拒むことを禁じるほか、安全・衛生水準の維持・向上、多様化する利用者の需要に対応した施設・サービスの提供に努めるよう定めています。

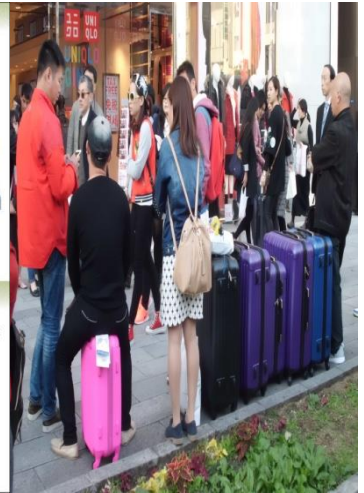
### ホットニュース

#### 民泊サービスの今!

近年、民泊サービスが脚光を浴びています。その理由は、急増する外国人観光客の宿泊先の確保(東京オリンピック・パラリンピックがピークと言われてます)、空き家対策など様々です。東京都練馬区は昨年(2016)の12月6日、住宅の空き部屋に旅行客らを有料で泊める「民泊」について、法律に上乗せし区独自で規制する方針が決められました。公表した条例の骨子案によると、住宅地で平日の月曜正午から金曜正午までの営業を禁じるということです。2018年2月に条例案を区議会に提出し、同年3月の施行を目指しております。

**内容**：区面積の約75%を占める「住居専用地域」で、民泊の営業を主に週末や祝日に限定。民泊を巡っては、旅行者の騒音やごみ出しなどのトラブルへの懸念がある。練馬区は条例で、営業を始める事業者に対し、近隣住民への事前説明を義務付け、周辺の生活環境を保全する措置も求める方向。民泊を正式に解禁する住宅宿泊事業法(民泊法)が18年6月に施行されることを踏まえた条例。東京23区では**大田、新宿、中野各区分**などでも上乗せ条例を制定する動きがあります。

※品川区では、議論がされている段階です。



### 今日は何の日?

**1月17日**…1995(平成7)年12月の閣議で制定されました。この年の1月17日午前5時46分、淡路島北端を震源とする兵庫県南部地震が発生しました。いわゆる阪神・淡路大震災です。この災害ではボランティアが活躍し、1995年は日本の「ボランティア元年」といわれました。



### 品川区議会日程

1月22日…常任委員会

1月23日…行財政改革特別委員会

1月25日…オリンピック・パラリンピック推進特別委員会

1月26日…議会運営委員会